



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 1
- 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課） 3
- 社会福祉法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課） 4
- 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保健医療総務課） 6
- 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則（保健医療総務課） 8
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（衛生業務課） 9
- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課） 11
- 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（都市計画・モノレール課） 13

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 17

正 誤

- 令和 2 年 3 月 16 日付け公報号外第19号中訂正 18

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第18号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第7項中「成年後見人、保佐人又は」を削る。

第13条第1項第3号を次のように改める。

(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。

別表第1項第87号を次のように改める。

87 栄養士免許証書換え交付手数料

別表第1項第100号から第105号までを次のように改める。

100から102まで 削除

103 犬の狂犬病予防注射手数料

104 犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料

105 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料

別表第1項中第106号を削り、第107号を第106号とし、同号の次に次の1号を加える。

107 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料

別表第1項中第108号を削り、第109号を第108号とし、第110号を削り、第111号を第109号とし、第112号から第116号までを削り、第117号を第110号とし、同号の次に次の7号を加える。

111 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票書換え交付手数料

112 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票再交付手数料

113 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料

114 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者の指定申請手数料

115 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経手手数料

116 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付手数料

117 覚醒剤原料取扱者の指定申請手数料

別表第1項中第118号から第124号までを削り、第125号を第118号とし、第126号から第128号までを7号ずつ繰り上げ、第129号から第131号までを削り、第132号を第122号とし、第133号から第139号までを10号ずつ繰り上げ、第140号を削り、第141号を第130号とし、第142号を第131号とし、第143号を第132号とし、第143号の2を第133号とし、第143号の3を第134号とし、第143号の4を第135号とし、第143号の5を第136号とし、第143号の6を第137号とし、第143号の7を第138号とし、第143号の8を第139号とし、第143号の9を第140号とし、第143号の10を第141号とし、第143号の11を第142号とし、同号の次に次の1号を加える。

143 削除

別表第1項第199号から第206号までを次のように改める。

199 漁業許可申請手数料

200 知事許可漁業の変更許可申請手数料

201 漁業免許申請手数料

202 団体漁業権共有認可申請手数料

203 漁業権分割変更免許申請手数料

204 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料

205 個別漁業権移転認可申請手数料

206 休業中の漁業許可申請手数料

別表第1項中第213号及び第214号を削り、第212号を第214号とし、第207号から第211号までを2号ずつ繰り下げ、第206号の次に次の2号を加える。

207 特定漁業許可申請手数料

208 特定許可漁業の変更許可申請手数料

別表第1項第215号から第222号までを次のように改める。

215 漁船登録簿本交付手数料

216 輸出水産物製造事業場登録申請手数料

217から222まで 削除

別表第22項第26号を次のように改める。

26 しょうゆ製造業許可申請手数料

別表第22項第31号を次のように改める。

31 麺類製造業許可申請手数料

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第7項及び第13条第1項第3号の改正規定 公布の日

(2) 別表第22項の改正規定 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行の日（令和2年6月1日）

(3) 別表第1項の改正規定（第199号から第206号までを改める部分、第213号及び第214号を削り、第212号を第214号とし、第207号から第211号までを2号ずつ繰り下げ、第206号の次に2号を加える部分並びに第215号から第222号までを改める部分に限る。） 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日

(4) 別表第1項の改正規定（第108号を削り、第109号を第108号とし、第110号を削り、第111号を第109号とし、第112号から第116号までを削り、第117号を第110号とし、同号の次に7号を加える部分（第113号から第117号までに係る部分に限る。） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日（令和2年9月1日）

(経過措置)

2 改正前の別表第1項第120号から第124号までの規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日までの間

は、なおその効力を有する。

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和62年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(8) 条例第10条第5項の研修（以下「研修」という。）の受講に関する計画を記載した書類（第7号様式）

第4条に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか、条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする場合は、営業所ごとに置く浄化槽管理士が研修を受講したことを証する書類の写しを添付するものとする。ただし、浄化槽管理士免状の交付を受け、又は申請者に雇用されて3年以内の浄化槽管理士については、これを省略することができる。

第5条中「第7号様式」を「第8号様式」に改める。

第6条中「第8号様式」を「第9号様式」に改める。

第8条第1項中「第9号様式」を「第10号様式」に改める。

第9条中「第10号様式」を「第11号様式」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条中「第14号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第13号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条第2項中「第12号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条第2項中「第11号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(研修)

第12条 研修は、知事若しくは知事が指定する者が実施するもの又は知事がこれと同等以上の内容であると認めるものでなければならない。

2 知事又は知事が指定する者は、研修を実施したときは、研修を受講した者に対し、当該研修を受講したことを証する書面を交付するものとする。

第14号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を第15号様式とする。

第13号様式中「第14条」を「第15条」に改め、同様式を第14号様式とする。

第12号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を第13号様式とする。

第11号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第12号様式とする。

第10号様式を第11号様式とし、第7号様式から第9号様式までを1様式ずつ繰り下げ、第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第4条関係）

浄化槽管理士研修計画書

年 月 日現在

受講年度	営業所の名称	浄化槽管理士			
		氏名	浄化槽管理士免状の交付番号	担当する営業区域の名称	備考
年度					

年度					
年度					

附 則

この規則は、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第2条第2号中「法第68条」を「第68条、第68条の3各項」に、「法第69条第2項」を「第69条第2項」に改め、同条第3号中「法第68条」を「第68条、第68条の4」に、「法第69条第2項」を「第69条第2項」に改め、同条第4号中「法第69条第1項」を「第69条第1項」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 法第68条の2第1項及び第2項の規定による事業開始届 第5号様式

第2条第6号を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第1号様式中「お届けいたします」を「届け出ます」に、
「許可申請」を「申請し」に、

「 (ふりがな) 施設の管理者の氏名 及び経歴		実務を担当する幹部 職員の氏名及び経歴 (ふりがな)		を
要援護者等に対する 処遇の方法				

「 (ふりがな) 施設の管理者の氏名		施設の管理者の経歴		に改
(ふりがな) 実務を担当する幹部 職員の氏名		実務を担当する幹部 職員の経歴		
福祉サービスを必要 とする者に対する処 遇の方法				

める。

「 第63条第1項
同条第2項 」 「 第63条第1項
同条第2項 」

第2号様式中 「第68条
第69条第2項」 を 「第68条
第68条の3
第69条第2項」 に、

「変更を 生じたので お届けいたします。 を 「変更 したので 届け出ます。 に改め、同様式注意事項1に次のただし書を加える。 致したい ので 許可申請いたします。」 を 「変更 したい ので 申請します。」

ただし、法第68条の3の規定に基づく変更で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、同条第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、事前に届け出ること。

第3号様式中 「第64条
第68条
第69条第2項」 を 「第64条
第68条
第68条の4
第69条第2項」 に、「お届けします」を「届け出ます」に改

める。

第4号様式中 「お届け いたします」を「届け出 ます」に改める。
許可申請 申請し

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第2条関係）

社会福祉法第68条の2による事業開始届出書			
			年 月 日
沖縄県知事		殿	
		住 所	
		経営者（又は代表者）氏名	
		Ⓜ	
次のとおり社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を 開始したので関係書類を添えて届 経営したい け出ます。			
(ふりがな) 施設 の 名称		施設 の 種類	
施設 の 所在地			
(ふりがな) 設置者の氏名又は名称		設置者の経歴	
設置者の住所			
設置者の資産状況			
建物その他の設備の規模及び構造			
事業開始の年月日		年 月 日	
(ふりがな) 施設の管理者の氏名		施設の管理者の経歴	
(ふりがな)			

実務を担当する幹部職員の氏名		実務を担当する幹部職員の経歴	
福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法			
添付書類 1 条例、定款その他の基本約款 2 予算書及び財産目録その他の資産状況を証明する書類 3 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書 4 建物の平面図 5 運営規程及び居室の利用その他のサービスの提供に係る契約書 6 その他別で定める書類 注意事項 様式の記載欄中に記載できない場合は、別紙とすることができる。			

第6号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成11年沖縄県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 授業料及び入学料の免除又は減額は、前項各号に掲げる者のほか、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「支援法」という。）第8条第1項の規定による認定を受けた者に対して行うものとする。

第4条を次のように改める。

（授業料及び入学料を減額する額）

第4条 授業料及び入学料を減額する額は、前条第1項各号の規定に該当する者にあつては徴収すべき授業料及び入学料の2分の1に相当する額とし、同条第2項の規定に該当する者にあつては大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「支援法施行令」という。）第2条に定める額とする。

第5条第1項中「授業料等の免除又は減額を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「第3条第1項各号の規定に該当する者で授業料等の免除又は減額を受けようとするもの」に改め、同項第1号中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に改め、同項第2号中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に、「申請者」を「者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第3条第2項の規定に該当する者で授業料又は入学料の免除又は減額を受けようとするものは、知事が指定する日までに、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（第3号様式）（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第11条第6項に規定する在学中に継続して授業料減免を受けようとするときにあつては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（第4号様式））に、次に掲げる書類を添え、学長を経て知事に提出しなければならない。

- (1) 支援法第4条の学資支給金の支給を受けない者にあつては、知事が指定する項目が記載された本人及びその世帯の生計維持者の市町村民税課税証明書

(2) その他知事が必要と認める書類

第6条中「申請者」を「授業料等の免除又は減額を受けようとする者」に改める。

第7条中「第5条」を「第5条第1項」に、「さかのぼって」を「遡って」に改める。

本則に次の1条を加える。

(授業料等の還付)

第9条 条例第14条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、家計の急変により支援法第8条第1項の認定を受けたときとし、還付する授業料等の額は、次に掲げる授業料等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 授業料 当該認定を受けた月又は当該家計の急変の事由が発生した月から3月を経過した月のいずれか早い月以後の支援法施行令第2条の規定に基づき算定した額を基礎として月割りによって計算した額

(2) 入学料 支援法施行令第2条の規定に基づき算定した額

第1号様式中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に、「生活保護法による保護を受けている者と同一世帯内にある者」を「第3条第1項第2号に掲げる者」に改める。

第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式 (第5条関係)

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

私は、沖縄県に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請に当たって、私は、以下の事項を確認し、理解しています。

- 1 この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- 2 授業料等減免の対象者の認定手続において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、沖縄県立看護大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が沖縄県立看護大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- 3 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※ 以下の全ての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部 学科		学籍番号	
	学年			
	過去に本制度の支援を受けた 学校名、期間 (*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月 ~ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。	ある・ない		
	機構の給付型奨学金に関する情報			

(いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記入してください。)
 ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者
【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば受付番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】 | |
| <input type="checkbox"/> 在学（在学予約）採用の申込を行った者
【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】 | |

第4号様式（第5条関係）

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
 年 月 日

沖縄県知事 殿

私は、沖縄県に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。
 申請に当たって、私は、以下の事項を確認し、理解しています。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- 授業料等減免の対象者の認定手続において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、沖縄県立看護大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が沖縄県立看護大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※ 以下の全ての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部 学科	学籍番号		
	学年			
機構の給付奨学金に関する情報				
	給付奨学金の奨学生番号			

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則

沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成19年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第19条」を「第20条」に改め、同条第3項中「第20条」を「第21条」に改める。

第6条第1項の表中

- | | |
|--|---|
| | 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書
4 その他知事が特に必要と認めた書類 |
|--|---|

を

- | | |
|--|--------------------|
| | 3 その他知事が特に必要と認めた書類 |
|--|--------------------|

に改め、同条第3項を削

る。

第14条中「前条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第22条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第23条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第24条第1項及び第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第25条第1項1号中「第18条」を「第19条」に改め、「掲げる資金」の次に「のうち第3条第1項第2号に規定するもの」を加え、同項第2号及び第3号中「第18条」を「第19条」に改め、同条第2項第1号中「第18条」を「第19条」に改め、「掲げる資金」の次に「のうち第3条第1項第2号に規定するもの」を加え、同項第2号及び第3号中「第18条」を「第19条」に改める。

別表第2中「琉球大学医学部附属病院」を「琉球大学病院」に改める。

第1号様式(裏)注2中「戸籍抄本」を「住民票謄本」に改め、同様式(裏)注3を削り、同様式(裏)注4中「必要と認めるもの」を「特に必要と認めた書類」に改め、同様式(裏)注4を同様式(裏)注3とする。

第2号様式(裏)注2中「戸籍抄本」を「住民票謄本」に改め、同様式(裏)注4中「必要と認めるもの」を「特に必要と認めた書類」に改める。

第3号様式(裏)注2中「戸籍抄本」を「住民票謄本」に改め、同様式(裏)注5中「必要と認めるもの」を「特に必要と認めた書類」に改める。

第8号様式中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める。

第9号様式中「第26条第2項」を「第26条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第23号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和47年沖縄県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第5条から第7条までを削る。

第8条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項中「第5号様式」を「第2号様式」に、「第6号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条第5項第2号及び同条第6項第3号中「第7号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第8条とする。

第12条中「第8号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第9条とする。

第13条第2項中「第9号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第10条とする。

第14条中「第10号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第11条とする。

第15条第1項中「第11号様式」を「第8号様式」に、「第12号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「第13号様式」を「第10号様式」に改め、同条第3項中「第13号様式の2」を「第11号様式」に改め、

同条第4項中「第14号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第12条とする。

第16条中「第14条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第17条第1項中「第15号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項中「第16号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第14条とする。

第18条第1項中「第17号様式」を「第15号様式」に改め、同条第2項中「第18号様式」を「第16号様式」に改め、同条を第15条とし、第19条を第16条とする。

第20条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第17条とする。

別表第2中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

第1号様式中「あつては」を「あつては」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号様式から第4号様式までを削る。

第5号様式中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に、「あつては」を「あつては」に、「なくなった」を「なくなった」に改め、同様式(注意)1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(注意)2中「はつきりと」を「はつきりと」に改め、同様式(注意)4中「あつては」を「あつては」に改め、同様式を第2号様式とする。

第6号様式中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に、「あつては」を「あつては」に、「なくなった」を「なくなった」に改め、同様式(注意)1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(注意)2中「はつきりと」を「はつきりと」に改め、同様式(注意)4中「あつては」を「あつては」に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式中「(第11条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格A4判とする」を「日本産業規格A4判とすること」に改め、同様式を第4号様式とする。

第8号様式中「(第12条関係)」を「(第9条関係)」に、「あつては」を「あつては」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第5号様式とする。

第9号様式中「(第13条関係)」を「(第10条関係)」に、「あつては」を「あつては」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格A4判とする」を「日本産業規格A4判とすること」に改め、同様式(提示書類)中「あつて」を「あつて」に改め、同様式を第6号様式とする。

第10号様式中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第7号様式とする。

第11号様式中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(添付書類)2中「あつては」を「あつては」に改め、同様式を第8号様式とする。

第12号様式中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第9号様式とする。

第13号様式中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第10号様式とする。

第13号様式の2中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第11号様式とする。

第14号様式中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に、「あつては」を「あつては」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第12号様式とする。

第15号様式中「(第17条関係)」を「(第14条関係)」に、「第17条の」を「第14条の」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第13号様式とする。

第16号様式中「(第17条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第14号様式とする。

第17号様式中「(第18条関係)」を「(第15条関係)」に、「第18条の」を「第15条の」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を第15号様式とする。

第18号様式中「(第18条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式(注意)中「日本工業規格A4判とする」を「日本産業規格A4判とすること」に改め、同様式を第16号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の施行の日(令和2年6月1

日) から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第5条から第7条までの規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第5条に規定する基準として、同条に規定する期間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第5条第1項中「条例別表第1」とあるのは「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の食品衛生法施行条例別表第1」と、同条第5項第1号中「1時間」とあるのは「0.5時間」と、同項第2号中「衛生法規」とあるのは「食品衛生法」と、「2時間」とあるのは「3時間」と、同項第3号中「3時間」とあるのは「2.5時間」とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第5条第1項第7号に該当する者は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第68号）第1条の規定による改正後の食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号食品衛生責任者等の選任イに規定する食品衛生責任者に該当する者とみなす。

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第24号

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和61年沖縄県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第15条」に改める。

第2条中「第12条」を「第13条」に改める。

第3条第1号中「なくなつた」を「なくなった」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 授業料及び入学料の免除又は減額は、前項各号に掲げる者のほか、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「支援法」という。）第8条第1項の規定による認定を受けた者に対して行うものとする。
- 第4条を次のように改める。

(授業料及び入学料を減額する額)

第4条 授業料及び入学料を減額する額は、前条第1項各号の規定に該当する者にあつては徴収すべき授業料及び入学料の2分の1に相当する額とし、同条第2項の規定に該当する者にあつては大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「支援法施行令」という。）第2条に定める額とする。

第5条第1項中「授業料等の免除又は減額を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「第3条第1項各号の規定に該当する者で授業料等の免除又は減額を受けようとするもの」に改め、「。以下「申請書」という。」を削り、同項第1号中「あつては」を「あつては」に、「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に改め、同項第2号中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に、「あつては」を「あつては」に、「申請者」を「者」に改め、同項第3号中「あつては」を「あつては」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第3条第2項の規定に該当する者で授業料又は入学料の免除又は減額を受けようとするものは、知事が指定する日までに、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（第3号様式）（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第11条第6項に規定する在学中に継続して授業料減免を受けようとするときにあつては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（第4号様式））に、次に掲げる書類を添え、学長を経て知事に提出しなければならない。

(1) 支援法第4条の学資支給金の支給を受けない者にあつては、知事が指定する項目が記載された本人及びその世帯の生計維持者の市町村民税課税証明書

(2) その他知事が必要と認める書類

第6条中「申請者」を「授業料等の免除又は減額を受けようとする者」に改める。

第7条中「第5条」を「第5条第1項」に、「あつた日にさかのぼつて」を「あつた日に遡つて」に改める。

本則に次の1条を加える。

(授業料等の還付)

第9条 条例第14条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、家計の急変により支援法第8条第1項の認定を受けたときとし、還付する授業料等の額は、次に掲げる授業料等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 授業料 当該認定を受けた月又は当該家計の急変の事由が発生した月から3月を経過した月のいずれか早い月以後の支援法施行令第2条の規定に基づき算定した額を基礎として月割りによって計算した額

(2) 入学料 支援法施行令第2条の規定に基づき算定した額

第1号様式中「あつては」を「あつては」に、「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に、「生活保護法による保護を受けている者と同一世帯内にある者」を「第3条第1項第2号に掲げる者」に改める。

第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式 (第5条関係)

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

私は、沖縄県に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請に当たって、私は、以下の事項を確認し、理解しています。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- 授業料等減免の対象者の認定手続において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、沖縄県立芸術大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が沖縄県立芸術大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※ 以下の全ての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月		年 月 入学
	氏名				
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部 学科		学籍番号		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた 学校名、期間 (*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月 ~ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある・ない			
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記入してください。)				

※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること。	
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば受付番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】	
<input type="checkbox"/> 在学（在学予約）採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】	

第4号様式（第5条関係）

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

私は、沖縄県に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。申請に当たって、私は、以下の事項を確認し、理解しています。

- 1 この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- 2 授業料等減免の対象者の認定手続において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、沖縄県立芸術大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が沖縄県立芸術大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※ 以下の全ての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	年 月 日生（歳）		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部 学科	学籍番号		
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	機構の給付奨学金に関する情報			
	給付奨学金の奨学生番号			

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第25号

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号。以

下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 沖縄県樋川立体駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により供用時間を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ県公報で告示するものとする。

(利用の方法)

第3条 駐車場に自動車を駐車させようとする者は、駐車場に入場する際に、駐車券の発行を受けなければならない。

2 駐車場から自動車を出場させようとする者は、前項の駐車券を料金精算機に挿入し、駐車料を納付し、又は精算しなければならない。

(回数駐車券)

第4条 回数駐車券の発行を受けようとする者は、回数駐車券発行申込書(第1号様式)により、知事にその発行を申し込まなければならない。

(定期駐車券)

第5条 定期駐車券の有効期間は、月の初日から末日までの1月を単位とする。

2 定期駐車券の発行を受けようとする者は、定期駐車券発行申込書(第2号様式)により、知事にその発行を申し込まなければならない。

3 知事は、駐車場の利用状況等を勘案し、不相当と認めるときは、前項の規定による申込みをした者に定期駐車券を発行しないことができる。

(駐車券の紛失)

第6条 駐車券又は定期駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券(定期駐車券)紛失届(第3号様式)を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(駐車料の還付)

第7条 条例第5条ただし書の規定により、知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、還付することができる額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 定期駐車券を発行した場合において、駐車場の全部の供用を休止したとき。請求に基づきその事由が生じた日以後使用できなくなった日数を当該定期駐車券の有効期間の日数で除して得た数を定期駐車券による駐車料の額に乗じて得た額

(2) 駐車券又は定期駐車券を紛失したため、知事が指示した駐車料を納めて出場し、その後駐車券又は定期駐車券が発見されたとき。知事の指示により納めた駐車料に相当する額

2 前項各号に定めるもののほか、駐車料を還付すべき特別の理由が生じた場合における駐車料の還付については、その都度知事が定める。

3 第1項各号に定める額を計算するに当たっては、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第1項各号に該当する者が駐車料の還付を受けようとするときは、駐車料還付申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(駐車料の減額)

第8条 条例第6条の規定により、駐車料(回数駐車券及び定期駐車券による駐車料を除く。)を減額することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減額する額は、駐車料の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場から出場させる際に、当該手帳を係員に提示した場合 5割

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者

保健福祉手帳

オ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から交付される療育手帳

- (2) 駐車場の利用促進のため、駐車場の利用に関する契約（知事と契約する者が、駐車場を利用する者に代わって駐車料の全部又は一部を負担する契約をいう。）を締結した場合 1割
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が認める割合（供用の休止等）

第9条 知事は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

- 2 知事は、駐車場の全部の供用を休止しようとするときは、その旨をあらかじめ県公報で告示するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示するものとする。
- 3 知事は、駐車場の一部の供用を休止するときは、駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示するものとする。
- 4 前2項の規定は、駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとする場合について準用する。
（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為として行う申込みに必要な申込書）
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う回数駐車券及び定期駐車券の発行に必要な申込書については、第4条から第6条まで及び第1号様式から第3号様式までの規定の例による。

第1号様式（第4条関係）

回数駐車券発行申込書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
申込者 氏 名
電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の回数駐車券の発行を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

自動車登録番号又は車両番号		
駐車料及び枚数		普通駐車場の駐車料 円相当分 枚
※ 処 理 欄	発行日	年 月 日
	納付駐車料金額	円
	発行番号	
	備考	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第2号様式（第5条関係）

定期駐車券発行申込書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
 申込者 氏 名
 電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の定期駐車券の発行を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

自動車登録番号又は車両番号	
使用年月	年 月 ~ 年 月
納付駐車料金額	円
※ 処 理 欄	決定区分 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	発行日 年 月 日
	発行番号
	備考

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 定期駐車券の有効期間は、月の初日から末日までの1月単位となります。

3 駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券を発行しない場合があります。

第3号様式（第6条関係）

駐車券（定期駐車券）紛失届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
 申込者 氏 名
 電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の駐車券（定期駐車券）を紛失したので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

入場（発行）の年月日及び時刻	年 月 日 時 分頃
自動車登録番号又は車両番号	
駐車券の種類	1 駐車券 2 定期駐車券（ 月）
※ 処 理 欄	受理年月日 年 月 日
	出場の年月日及び時刻 年 月 日 時 分頃
	納付駐車料金額 円

備考	
----	--

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 入場した日時を偽って届け出て、正当な駐車料を支払わなかった場合には、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収します。
 3 定期駐車券の再発行に係る費用は利用者の負担とします。

第4号様式 (第7条関係)

駐車料還付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
 申込者 氏 名
 電話番号

沖縄県樋川立体駐車場の駐車料の還付を受けたいので、沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

自動車登録番号又は車両番号	
還付を受ける理由	1 駐車場の休止 2 駐車券の紛失 3 その他 ()
納付した駐車料	円
還付申請額	円
※ 処 理 欄	受理年月日 年 月 日
	決定区分 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	還付申請額の算出 円
	備考

- 注 1 還付を受ける理由の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 2 ※印欄は、記入しないこと。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和2年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第49条」を「第50条」に、「第50条—第52条」を「第51条—第53条」に、「第53条—第55条」を「第54条—第56条」に、「第56条」を「第57条」に改める。
 第14条第1項第3号中「関すること」の次に「（警備部国境離島警備隊の所掌に属するものを除く。）」

を加える。

第33条中「置く」を「置き、国境離島警備隊を附置する」に改める。

第56条を第57条とし、第4章中第55条を第56条とし、第54条を第55条とし、第53条を第54条とし、第3章中第52条を第53条とし、第51条を第52条とし、第50条を第51条とし、第2章中第49条を第50条とし、第44条から第48条までを1条ずつ繰り下げる。

第43条第1項中「機動隊及び交通機動隊」を「交通機動隊、機動隊及び国境離島警備隊」に改め、同条を第44条とし、第42条を第43条とし、第38条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第37条の次に次の1条を加える。

(国境離島警備隊)

第38条 国境離島警備隊においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 国境離島に係る警備実施及び警戒警備に従事すること。
- (2) 国境離島に係る警備訓練に関すること。
- (3) 警察用航空機の運航及び整備に関すること（生活安全部地域課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国境離島警備に係る警備部内の他の所掌に属しないこと。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

令和2年3月16日付け公報号外第19号登載の「沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（沖縄県条例第4号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
42	下から9	令和 年沖縄県条例第 号	令和2年沖縄県条例第5号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---